

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
1	企画課	令和7年度中讃広域行政事務組合広域圏DX推進支援業務	令和7年4月1日	CoCo Consulting株式会社 東京都千代田区丸の内2-3-2 郵船ビルディング1階	9,702,000	第2号	本業務は広域圏の自治体DX推進の取り組みとして行っており、令和5年度、令和6年度に各市町との連携にかかる支援をいただいた当該事業者と契約を締結することにより、継続した支援を受け、円滑な事業進行が図れるため。
2	情報センター	ガバメントクラウド回線運用管理補助業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	9,504,000	第2号	本業務委託は、ガバメントクラウド接続回線を安定して使用するために必要となる作業であり、権限の管理や回線監視作業を伴うため現行ネットワークを熟知していることが必要不可欠である。その点、ガバメントクラウド接続ネットワーク構築ベンダーであり、このネットワークを熟知している四国行政システム(株)に委託することで、想定されるリスクを最小に抑えることや、問題発生時の速やかな対応が期待できる。以上の理由により、本事業者と随意契約するものである。
3	情報センター	ガバメントクラウド接続サービス提供業務委託（主回線）	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	13,134,000	第2号	令和6年度より株式会社TOKAIコミュニケーションズ提供のイーサネットサービス「BroadLine（ブロードライン）」とソフトバンク株式会社提供のデータ通信網サービスを用いた中讃広域情報センター経由での共同接続を行っている。サービス提供事業者である株式会社TOKAIコミュニケーションズとの直接契約が行えないこと、並びに本契約のサービスがガバメントクラウド接続ネットワークと密接に関連することから、当該ネットワークの構築事業者であり、問題発生時の速やかな対応や責任の所在明確化に期待できる四国行政システム株式会社と契約いたしたい。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
4	情報センター	コールセンターシステム 運營業務委託	令和7年4月1日	株式会社NTTマーケティ ングアクトP r o C X C X ソリューション部 大阪府大阪市都島区東野田 町四丁目15番82号	7,345,800	第2号	コールセンター運營業務遂行のためには、データ通信のインフラ整備や架電計画の策定や架電対象者との折衝等の様々なノウハウが必要とされる。また、委託者が変更となった場合は架電対象者への影響も非常に大きいため、これまで11年3ヵ月の委託業務遂行により十分なノウハウを蓄積し実績をあげている（株）NTTマーケティングアクトP r o C Xと契約いたしたい。
5	情報センター	システム標準化対応業務委託（租税滞納管理システムデータ連携構築）	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	13,002,000	第2号	租税滞納管理システムデータ連携構築作業は自治体情報システムの標準化における作業工程の一部である。作業にあたっては、新旧の障害者福祉システムと密接に関連することから、現行のシステムベンダーであり、また既に標準化移行ベンダーとしても決定している株式会社シンクに委託することで、問題発生時の速やかな対応や、責任の所在も明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約するものである。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
6	情報センター	システム標準化対応業務委託（仮想基盤縮退環境作成）	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	3,432,000	第2号	本業務は、現行のオンプレミス型の基幹系システムから、後継のガバメントクラウド型標準システムへ対象20業務が移行した後、サーバ機能縮退により資源の再利用を目的とした業務である。仮想環境の資源切離し作業等を伴うため現行仮想システムの仕様を熟知していることが必要不可欠である。その点、四国行政システム(株)は現行仮想システムの導入事業者であり、本業務の確実な履行を期待できる。また、仮に本業務を他の事業者へ委託した場合、障害発生時の速やかな対応が困難であり、その際の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約するものである。
7	情報センター	データエントリー業務委託	令和7年4月1日	株式会社徳島データサービス 徳島県徳島市寺島本町西1 丁目5番1	11,000,000	第2号	当該業務を行える業者が委託可能な圏域内に(株)徳島データサービス1社しかないため。
8	情報センター	ネットワーク設定業務委託（CS単独利用化に伴う情報センターNW設定変更）	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	1,056,000	第2号	本業務委託は、自治体情報システムの標準化に伴う住基ネットCSサーバの単独利用化にあたり必要となる既設基幹系ネットワーク機器の設定変更作業を行うものである。当該作業に起因し障害等が発生した場合の影響は非常に大きくなることが想定されるため、本組合のネットワーク管理について実績があり、作業内容を熟知している本事業者と契約することで、作業の統制を行い問題の最小化をはかる。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
9	情報センター	ファイルサーバ環境構築業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	2,039,400	第2号	本契約は基幹系システムでの担当者間 ファイル共有を目的とした構成市町の 課別フォルダ作成作業である。そのた め本組合の基幹系システムとネット ワーク仕様、設計を十分に理解してい ることが必要不可欠である。その点、 本事業者は、本組合の基幹系システム とネットワーク導入及び保守事業者で あり、同事業者でなければ業務の確実 な履行を期待できない。仮に今回の業 務を他の事業者へ委託した場合、基幹 系システムのファイル共有に支障が生 じる恐れが高く、障害発生時の速やか な対応が難しい。 以上の理由により、本事業者と随意契 約をするものである。
10	情報センター	医療費助成システム改修対 応業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	1,782,000	第2号	この医療費助成システム改修対応業務 委託については、本組合の医療費助成 システムの専門的知識を有すること並 びに仕様、設定内容を熟知しているこ とが必要不可欠である。その点、四国 行政システム(株)は現行システムの導 入事業者であり、本業務の確実な履行 を期待できる。また、仮に本業務を他 の事業者へ委託した場合、障害発生時 の速やかな対応が困難であり、その際 の責任の所在も不明確となる。以上の 理由により、本事業者と随意契約する ものである。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
11	情報センター	漢字プリンタチャージ	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	1,101,100 1.54/メータ値	第2号	この漢字プリンタチャージ料は、基幹業務システムと連携する日本語ラインプリンタに対する印刷料金である。平成30年6月に当該機器の老朽化に伴う機器更新の機種選定では、平成23年4月に四国行政システム(株)から導入したプリンタの後継機種が選定され、また、現契約と印刷料金が同額との確認がとれたため、導入業者である四国行政システム(株)と契約いたしたい。
12	情報センター	基幹業務システム運用支援 業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	7,147,800	第2号	この基幹業務システムのソフトウェアは、導入業者である四国行政システム(株)のグループ会社が著作権を有しているため、使用権を許諾されていない他社では取り扱うこと（調査・分析・改造等）ができない。
13	情報センター	後期高齢者医療保険料徴収 システム保守業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	6,063,156	第2号	本業務は、後期高齢者医療保険料徴収システムに対して、システム保守を実施するものである。当該システムの保守業務の委託に当たっては、本組合の後期高齢者医療保険料徴収システムの専門的知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、本組合の後期高齢者医療保険料徴収システムの導入を実施した事業者であり、同事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。また、仮に今回の業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が難しく、本業務に支障が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約するものである。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
14	情報センター	自治体中間サーバーシステム移行対応業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	9,724,000	第2号	この自治体中間サーバーシステム移行対応業務委託については、中間サーバー関連機器（VPN装置、FWおよびDNSサーバ）の設定作業を行うものであるため、当該機器に設定している現行の内容および基幹系ネットワークを十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、当該機器の設定作業を行った事業者であり、同事業者でなければ業務の確実な履行を期待できない。また、当該機器の保守契約を締結していることから、同事業者以外の者に履行させた場合、責任の所在が不明確となり、障害発生時の速やかな対応が難しく、業務に支障が生じる恐れが高い。以上の理由により、四国行政システム株式会社と随意契約するものである。
15	情報センター	住民基本台帳ネットワークシステム機器保守業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	2,813,877	第2号	住民基本台帳ネットワークシステム保守業務委託については、本組合の住民基本台帳ネットワークシステムの専門的知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、本組合の住民基本台帳ネットワークシステムの導入を実施した事業者であり、本事業者でなければ本作業の確実な履行を期待できない。また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が困難となり、本業務に支障が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。
16	情報センター	総合収納OCRシステム保守業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	1,082,400	第2号	この総合収納OCRシステムは、強固なセキュリティを維持する必要があることから、導入業者である四国行政システム(株)と契約したい。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
17	情報センター	日本語ラインプリンタ保守 業務委託（延長保守）	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	1,661,748	第2号	現行の日本語ラインプリンタは令和5年10月から延長保守を行っている。システム標準化の移行期限である令和7年度末まで延長利用が可能であることを確認している。 高速プリンタは令和7年9月入替を行い、低速プリンタも今年度末まで使用する予定となっている。近年の突発的な印刷需要や大量印刷のスケジュールに対応するために効率化と安定運用が重視されていることから、同プリンタ及び密接に連携する基幹業務システムの両仕様を熟知している四国行政システム(株)と保守延長の随意契約をいたしたい。
18	情報センター	番号制度ネットワーク運用 支援業務委託	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	1,702,800	第2号	番号制度で情報連携として利用する中間サーバP Fと接続し、また、個人番号を利用するにあたり強固なセキュリティを維持する必要があることから、基幹系ネットワークを熟知する業者である四国行政システム(株)と契約いたしたい。
19	情報センター	番号制度対応業務委託 （データ標準レイアウト改 版対応：健康管理）	令和7年4月1日	四国行政システム株式会社 香川県高松市上之町一丁目 9番9号	8,470,000	第2号	この番号制度対応業務委託については、健康管理システムに改修を行うものであるため、本組合の健康管理システムの専門的知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、本組合の健康管理システムの導入事業者であり、同事業者でなければ業務の確実な履行を期待できない。仮に今回の業務を他の事業者へ委託した場合、本業務に支障が生じる恐れが高く、障害発生時の速やかな対応が難しい。以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
20	情報センター	無停電電源装置部品交換修繕	令和7年4月1日	富士電機E & C株式会社 四国営業所 高知県高知市札幌10-18	5,137,000	第2号	当該機器を設置し、5年経過したため当初の予定通り蓄電池等の部品交換を行うものである。この機器は、本事業者が納入し、保守作業も行っている。今回修繕にあたっては機器の分解、部品の取替及び再組立てを行い、設備として従前と同等の性能を発揮させなければならない。また、責任の所在を明確にする観点から、他社に修繕を施行させることはできず、加えて修繕後の一貫した責任の性能についての保証を持たせる必要がある。以上のことから、本修繕に迅速に対応できる本事業者と随意契約をするものである。
21	情報センター	無停電電源装置保守点検業務委託（長期継続）	令和7年4月1日	富士電機E&C株式会社 四国営業所 高知県高知市札幌10-18	1,224,300	第2号	この無停電電源装置の工事業者であり、保守管理業務においても故障・補修時における速やかな対応を行う事ができる。また機器納入時、15年保証を受けているため本事業者と随意契約をするものである。
22	情報センター	システム標準化対応業務委託（コンビニ交付システム再構築業務）	令和7年4月14日	富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号	22,660,000	第2号	コンビニ交付システム再構築業務は自治体情報システムの標準化における作業工程の一部である。本業務にあたっては、本組合のコンビニ交付システムの専門的知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、本組合のコンビニ交付システムの開発並びに導入を実施した事業者であり、本事業者でなければ本業務の確実な履行を期待できない。また、仮に本業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が困難となり、本業務に支障が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
23	情報センター	システム標準化対応業務委託（生活保護システムデータ移行作業）	令和7年4月14日	北日本コンピューターサービス株式会社 秋田県秋田市南通築地15番32号	12,768,800	第2号	生活保護システムデータ移行作業は自治体情報システムの標準化における作業工程の一部である。作業にあたっては、新旧の生活保護システムと密接に関連することから、現行のシステムベンダーであり、また既に標準化移行ベンダーとしても決定している北日本コンピューターサービス株式会社に委託することで、問題発生時の速やかな対応や、責任の所在も明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約するものである。
24	クリントピア丸亀	労働者派遣個別契約書	令和7年4月1日	公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会 香川県高松市福岡町2-2-2-502	3,665,066	第3号	業務の効率化と経費の削減、また、就労意欲のある高齢者の雇用機会を提供するとともに、一般車両のスムーズな案内を目的とした。
25	クリントピア丸亀	労働者派遣個別契約書	令和7年4月1日	公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会 香川県高松市福岡町2-2-2-502	7,683,450	第3号	エコ丸工房リサイクル業務の効率化と経費の削減を目的として、各種技能を有し、リサイクル業務に精通している公益社団法人香川県シルバー人材センター連合会とした。また、当施設における関係市町である丸亀市、及び多度津町の事業所と随意契約した。
26	クリントピア丸亀	クリントピア丸亀構内警備業務委託	令和7年4月1日	セコム株式会社 東京都渋谷区神宮前1丁目5番1号	1,001,880	第2号	施設建設当社からセコム株式会社製の警備機器を設置していることから、機器不具合時に迅速に修理・交換ができる。また施設の近隣にあるため、警報発生時には迅速に駆けつけることができる唯一の業者であるため。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
27	クリントピア丸亀	B T主任技術者業務委託	令和7年4月1日	荏原環境プラント株式会社 大阪府大阪市北区堂島1-6- 20	921,360	第2号	電気事業法43条の規定により、事業用電気工作物を設置するものは、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。 クリントピア丸亀は余熱利用設備としての発電用ボイラーや蒸気タービン等を設置しているため、電気事業法44条の規定のうち、ボイラータービン主任技術者を選任する必要がある。 ボイラータービン主任技術者は、運転管理を委託している事業者から選任することがより安心・安全な施設運転に繋がるため、中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀長期運営維持管理業務委託事業契約を締結している特定目的会社（SPC）である、株式会社まるがめEサービスの施設運転員が身分を置く荏原環境プラント株式会社と随意契約した。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
28	クリントピア丸亀	電気主任技術者業務委託	令和7年4月1日	荏原環境プラント株式会社 大阪府大阪市北区堂島1-6-20	921,360	第2号	電気事業法43条の規定により、事業用電気工作物を設置するものは、事業用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督をさせるため主務省令で定めるところにより、主任技術者免状の交付を受けている者のうちから、主任技術者を選任しなければならない。 クリントピア丸亀は発電用ボイラーの設置や600Vを超える電圧で受電する電気工作物（自家用電気工作物）を設置しているため、事業用電気工作物を設置する事業者該当する事から、電気事業法44条の規定のうち、電気主任技術者を選任する必要がある。 電気主任技術者は、運転管理を委託している事業者から選任することがより安心・安全な施設運転に繋がるため、中讃広域行政事務組合クリントピア丸亀長期運営維持管理業務委託事業契約を締結している特定目的会社（SPC）である、株式会社まるがめEサービスの施設運転員が身分を置く荏原環境プラント株式会社と随意契約した。
29	クリントピア丸亀	令和7年度特別持込日受入補助業務委託	令和7年4月23日	株式会社まるがめEサービス 丸亀市土器町北一丁目72番地2	559,680	第2号	株式会社まるがめEサービスとは、平成22年11月5日に、クリントピア丸亀長期運営維持管理業務委託事業契約を締結しているが、祝日等の特別持込日については、契約締結後に受入を開始したため契約に含まれていない。施設の運営管理上必要不可欠な業務であり、契約内業務と同種の業務であるため、株式会社まるがめEサービスと一者随意契約とした。

様式第1号（第27条関係）
随意契約結果書（7年4月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
30	瀬戸グリーンセン ター	放流口海域環境調査業務委 託	令和7年4月1日	国立大学法人香川大学 香川県高松市幸町1番1号	3,510,000	第2号	同調査は、公正中立な立場での研究目 的から、施設開設当時の調査から香川 大学に調査を依頼した経緯もあり、今 回も事業の一貫性、継続性を考慮し同 大学と契約する必要があるため。
31	瀬戸グリーンセン ター	昇降機保守点検委託 （長期継続契約）	令和7年4月1日	広洋産業株式会社 東京都豊嶋区南大塚3-30-3	1,584,000	第2号	昇降機を設置した広洋産業株式会社 のみが、法定年次点検・保守点検及び アフターフォロー等の一括管理が可能 である為、随意契約といたしたい。
32	瀬戸グリーンセン ター	2025年度 プラント損害 保険料（し尿処理設備）	令和7年4月1日	公益財団法人 全国都市清 掃会議 東京都文京区本郷3-3-11 （IPBお茶の水7F）	1,407,660	第2号	施設内で事故が発生した場合、巨額の 費用が必要であり、市有物件の建物綜 合損害共済では補償のないプラント設 備の補償があるため
33	瀬戸グリーンセン ター	2025年度 プラント損害 保険料（汚泥処理設備）	令和7年4月1日	公益財団法人 全国都市清 掃会議 東京都文京区本郷3-3-11 （IPBお茶の水7F）	1,030,590	第2号	施設内で事故が発生した場合、巨額の 費用が必要であり、市有物件の建物綜 合損害共済では補償のないプラント設 備の補償があるため